

奈良工業高等専門学校学生会細則

(昭和 39 年 9 月 1 日)

最近改正 平成 22 年 4 月 1 日

学生会規約によって、次の細則を定める。

第 1 章 会議細則

第1条 本細則は、総会及び評議会その他の会議の議事運営を定めるものである。

第2条 出席人員数の算定は役員が行い、規定人員数に満ちたとき、これを議長に報告し、議長はこれを確認して開会を宣言する。

第3条 会議の途中で退席する者のため、規定人数が欠けたときは、流会となる。

第4条 評議会の構成員に事故あるときは、同一組織からの代理人を認める。この場合、役員は、代理人の資格を確認して議長に報告する。

第5条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を処理し、議案の上程、採決の確認等、会議の運営と進行に当たる。

第6条 議長は、休会、閉会又は流会を宣言する。ただし、このときは役員にはかることを原則とする。

第7条 提案及びその説明については、原則として役員がこれを行う。ただし、必要あるときは、役員以外の関係者がこれを補足することができる。

第 2 章 選挙細則

第8条 本細則は、会長、副会長の選出及び評議会の正・副議長の選出のときにも適用するものである。

第9条 会長、副会長の選出は、会員の投票によって行う。

2 選出の方法は、会長については単記とし、最高点得票者を会長当選者とする。

3 副会長については単記とし、最高点得票者から 2 名を副会長当選者とする。

4 各議席数に対して立候補者数が下回るか又は等しい場合、各立候補者に対し信任投票を行うものとし、有効投票数の二分の一以上の信任票を得た者を当選とする。

第10条 評議会の正・副議長は、評議員の互選により選出し、1 年の任期を有する。当該者が任期途中で離職した場合は、同一役職の新任者を自動的に選出する。

第11条 会長、副会長の選挙は、選挙管理委員会が当たる。

第12条 評議会の正・副議長の選挙は、選挙管理委員会の立会いのうえ行う。

第13条 選挙管理委員会は、各学級会より選ばれた 2 名の選挙管理委員によって構成され、互選によって選挙管理委員長を選出する。

第3章 部会・クラブ細則

- 第14条 部長は、学年始め会長の示す日までに、クラブ員名簿を書記に提出しなければならない。
- 第15条 部長は、会長の示す日までに、そのクラブの年間活動計画と予算書を会計まで提出しなければならない。正当な理由なく期日までに提出しなかったときは予算を割り当てられないことがある。
- 第16条 新たにクラブを設立しようとするときは10人以上の発起人を必要とし、その設立要望書に連名捺印してこれを書記まで提出しなければならない。提出された設立要望書は評議会に提出され、設立を認められたときは更に総会に提案する。総会で認められたときは、校長に提出して設立許可を求めなければならない。
- 第17条 評議会において次の事項に該当すると認められた場合、クラブ活動停止を命じられ、一切の活動を禁止される。また、学校および学生会長からも同様の処置をとられることもある。
- (1) クラブの目的に反し義務を怠ったとき。
 - (2) クラブ員が著しく減少したとき。
- 第18条 活動を停止したクラブに対して停止命令指示者は正当な理由があれば、その停止を解くことができる。
- 第19条 活動停止期間が1か年を超えるととき評議会は、そのクラブの廃止を総会に提案するものとする。
- 第20条 クラブ相互の希望により、評議会がこれを認めたとき、又は評議会が適当と認めたときは、原則として当該部長にはかった上、評議会はクラブの合併、分離を総会に提案する。
- 第21条 クラブへの加入又はクラブから脱退は拘束されないが、原則として全会員何れかのクラブに所属するものとする。

第4章 同好会細則

- 第22条 同好会として援助を受けようとするときは、同好会責任者を決め、別紙様式により本会執行部役員に願い出なければならない。
- 第23条 同好会責任者は、学年始め会長の示す日までに、同好会会員名簿を書記に提出しなければならない。
- 第24条 同好会責任者は、会長の示す日までに、その同好会の年間活動計画を書記に提出しなければならない。
- 第25条 執行部役員の見解において、次の事項に該当すると認められた場合、本会からの援助を停止することができる。
- (1) 本会の規約、細則に反した活動が認められたとき。

(2) 同好会会員が著しく減少し、同好会活動を維持できなくなったとき。

(3) 本会への提出物を期日までに提出せず、本会の活動に支障をきたすと認められたとき。

第26条 同好会の解散及び援助辞退については本会の拘束を受けないが、執行部に遅滞なく届け出なければならない。

第5章 会計細則

第27条 予算には予期し難い支出に備えるため、予備費を計上しなければならない。

2 予備費は原則として予算総額の10分の1以上を計上するものとする。

3 予備費の支出に関しては評議会が決定する。

第28条 会計年度の中で廃止され、また活動を停止したクラブ、同好会の予算の残額は、予備費に繰り入れる。またその財産は学生会会計が管理する。

第29条 合併や分離したクラブ、同好会の予算は、その年度中合併又は分離以前やの予算の額とする。またその財産は合併又は分離以前の両者の財産を合わせたもの又は分けたものとする。

第30条 委員会、クラブ、同好会の年間経費の支出額は、その委員会、クラブ、同好会の予算額を超えてはならない。

第31条 委員会、クラブ、同好会は、その会計責任者1名を決定し、学生会会計まで届け出なければならない。

第32条 経費の支出は、すべて次の整理要項によって、委員会、クラブ、同好会の会計責任者及び学生会会計によって行われる。

(1) 委員会、クラブ、同好会の会計責任者は、支出伝票と購入伝票（請求書等）を学生会会計に提出する。支出伝票（様式は別紙）は正・副2枚として、正には事務部長、課長、会計担当係長、学生係長、係の捺印、副には、学生会会計、関係部会長（委員長）の捺印を必要とする。

(2) 学生会会計は提出された支出伝票と購入伝票（請求書等）によって記帳し、学校の事務部に提出する。

(3) 学校の事務部は、提出された書類（支出伝票と購入伝票）によって支出し、支払その他の出納事務を行う。

第33条 委員会、クラブ、同好会は必ずその財産台帳、会計簿を作り、保管しなければならない。

第6章 特別委員会細則

第34条 特別委員会は、必要ある場合に評議会の議決により設置できる。

第35条 特別委員会は有期限で設置する。期間が2年度以上にわたる場合は、毎年4月に継続の届けを出すこととする。

第36条 特別委員会は、評議会の承認により会長から委嘱された者5名以上をもって構成する。

第37条 特別委員会の予算は、計上されなければならない。

2 特別委員会の活動に必要な経費は、計上された予算、補助金、寄付金、その他をもってこれにあてる。

附 則

本細則は、昭和39年9月1日から実施する。

附 則

本細則は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則

本細則は、平成元年4月1日より施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則

本細則は、平成3年5月22日から実施する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年3月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別紙様式

別紙